

千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、この要綱に基づき、散歩等の児童の園外活動時の見守り等に要する費用について、園庭を有していない保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を運営する者（国及び地方公共団体を除く。以下「保育所等設置者」という。）に対して、その費用の全部または一部を補助し、保育所等の児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 保育所 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第2項第1号に規定する幼稚園型認定こども園（但し、幼稚園を除く。）であって、千葉市内に所在する施設をいう。
- (3) 地域型保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (4) 園庭 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）第44条に規定する屋外遊戯場、千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第46号）第6条に規定する園庭、千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉市条例第21号）第7条に規定する屋外遊戯場をいう。

(補助対象事業及び補助要件)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。ただし、児童の園外活動時の見守り等に係る経費について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助金等を交

付されていないこと。

- (1) 本業務は、保育所等が散歩等の児童の園外活動時の見守り等のために、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う業務とし、安全管理に知見を有する者として市が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」。以下、「市が認めた者」という。）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。
- (2) 本業務を行うに当たり、市が認めた者は、市が認めた交通安全に関する講習会等を修了すること。
- (3) 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に留意して実施すること。

（対象経費及び補助額等）

第5条 補助対象事業の対象経費及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

（補助対象事業者）

第6条 補助金の交付の対象となる事業者は、保育所等設置者とする。

（交付申請）

第7条 補助対象事業者が、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 雇用契約書等の写し又は雇用予定であることが分かるもの
- (3) 散歩等の児童の園外活動時の見守り等に要する費用が分かるもの
- (4) 本事業により保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等が分かる実施計画書等

（交付決定）

第8条 市長は、前条における書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、予算の範囲内で交付を決定し、千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知することとする。

2 市長は、前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知することとする。

（変更申請）

第9条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

が、第7条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）により、変更申請を行わなければならない。

（変更決定）

第10条 市長は、前条の変更申請を受けた場合には、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知することとする。

2 市長は前条の変更申請が不相当と認めたときは、千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者へ通知することとする。

（事業の中止、廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の協議が整ったときは、千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金廃止（中止）承認申請書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった時には、千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第8号）により、申請者へ通知することとする。

（事故報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、市長が別途通知する日までに、千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1）雇用契約書等の写し

（2）散歩等の児童の園外活動時の見守り等に要する費用が分かるもの

（交付確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容

を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に対し、千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により、通知することとする。

（補助金交付の請求）

第16条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出することとする。

（決定の取消）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知することとする。

（補助金の返還）

第18条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は千葉県キッズ・ガード雇用等支援事業補助金返還命令書（様式第13号）による。

（書類等の保管）

第19条 補助事業者は補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補助基本額	補助率	補助額
散歩等の児童の園外活動時の見守り等に要する経費（報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） ただし、他補助金等の収入を除く	予算で定める額	10/10	補助対象経費と補助基本額を比較しいずれか低い方の額